

2020年9月13日

## 第9回：中国の保税区域

## 1. 中国の保税区域

税関総署の公表では、2020年3月末の保税開発区は242か所となっているが、内訳は以下の通り（保税物流中心B型は2019年末の数字）。

総合保税区 112

特殊総合保税区 1

保税港区 13

保税物流園区 4

保税区 9

輸出加工区 9

クロスボーダー園区 2

保税物流中心B型 92

組織変更（総合保税区や自由貿易試験区転換、合併など）が多く、実数が把握できない。税関に確認しても把握できない。

⇒ 保税区域の方向性は、総合保税区への統合であり、結果として、総合保税区の数が増している。

## 2. 保税開発区設置の経緯

- ① 保税区 1990年に上海外高橋保税区認可。以降15か所に。
- ② 輸出加工区 2000年に15か所の輸出加工区が認可。以降拡大。
- ③ 保税物流園区 2003年に上海外高橋保税物流園区認可。以降10か所に。
- ④ クロスボーダー園区 2002年に珠海・マカオクロスボーダー園区認可。以降2か所に。
- ⑤ 保税物流中心B型 2005年に蘇州保税物流中心B型認可。以降拡大。
- ⑥ 保税港区 2005年に上海洋山保税港区認可。以降13か所に。
- ⑦ 総合保税区 2006年に蘇州総合保税区認可（蘇州保税物流中心B型と蘇州輸出加工区が統合の上昇格）

- ⑧ 2009年 輸出加工区に物流機能が付与される。
- ⑨ 2012年 既存の開発区を総合保税区に統合する方針が出される。

### 3. 保税区域の種類と特徴

#### ① 保税区

税関総署のHPでは、2020年3月末で全国9か所の保税区があると記載。

保税区は、1990年に認可された上海・外高橋保税区が第1号で、その後、全国15か所が設置された。

⇒ 上海外高橋、天津、深圳福田、深圳塩田、深圳沙頭角、大連、広州、張家港、青島、寧波、福州、廈門、汕頭、海南島海口、珠海

全ての保税区は現時点で存在しているため、6か所が除外されている。

外高橋保税区のように、自由貿易試験区に組み込まれた保税区や、総合保税区に転換した場所の数が除外されていると推測されるが、数が合わない。

保税区は、加工、展示、サービス（IT、卸売りなど）、その他の広い範囲の企業を呼び込んでおり、歴史の長い、優良なインフラを持った保税区域という位置付け。

保税区域の中の特殊性は、保税開発区の中で、唯一、増値税の輸出還付機能がない点。

⇒ 区外から区内に搬入した際に、輸出通関は必要となるが、増値税は国内取引に準じて課税される。

この問題は、保税区に併設される保税物流園區を経由する（保税物流園區に搬入して、輸出還付請求権を確保してから、保税区の倉庫に保税移送する）方法で解消されている。

#### ② 保税物流園區

税関総署の公表では、2020年3月時点で、保税物流園區は4か所と記載。

保税物流園區は、元々、保税区に輸出還付機能を付与するために設置された保税開発区であり、必ず保税区がある地域に設置される。

第1号の上海外高橋保税物流園區（2003年認可）、青島、寧波、大連、張家港、廈門、福州、深圳塩田、天津、広州の合計10か所が設置された（保税物流園區を併設しない保税区は、珠海、汕頭、海口、深圳沙頭角、深圳福田）。この10か所の保税物流園區は、全て現存しているため、税関総署の公表数との違いが不明。

保税物流園區は、管理規則上、区内での加工が禁止されているが、全ての場所が 1 km<sup>2</sup>未満の面積しかなく、元々、加工を行うスペースは無い。

⇒ 保税物流園區は、「通関を切る事のみ」を目的として設置された。

具体的な用途は、「(上述のように) 保税区経由で輸出される貨物を、事前に搬入して、増値税の輸出還付機能を付与すること」、及び、「加工貿易貨物などを、区内に搬入して、輸出義務を履行した上で、再度、中国内に搬出すること (所謂、香港機能)」。

### ③ 保税物流中心 B 型

税関総署の公表では、2019 年 12 月末時点で、全国に 92 か所がある。

⇒ 保税物流中心 B 型は税関総署の認可で設置されるため、国务院が認可する他の保税開發区とは個別に公表されている。

保税物流中心 B 型と保税物流園區の機能は、全く同じと考えてよく、区別する必要はない。違いは、保税区と一体化されているのが保税物流園區。保税区がない場所に設置されているのが、保税物流中心 B 型。

第 1 号は、2005 年に認可 (稼働は 2006 年) された蘇州保税物流中心 B 型 (現在の蘇州綜合保税区)。保税物流センターの管理弁法 (保税物流中心 B 型に対する暫定管理弁法) も、同年に公布。

同時期に、保税物流中心 A 型の管理弁法も公布されたが、両者の違いは、B 型が公共性を持つものであるのに対して、A 型は、特定の企業グループの使用に特化したものである点。但し、A 型は普及しなかった。

### ④ 輸出加工区

輸出加工区は、保税区の次に設置された保税開發区で、2000 年に 15 か所が認可。

その後、一定条件 (輸出額など) を満たした工業団地は、輸出加工区申請が認められたため申請が相次ぎ、増加していった。

当初は、製品の大部分を輸出する生産型企业 (原則としては全数量輸出ながら、税関が許可すれば、3 割以内の中国内販売は可能) と、それらにサービスを提供する物流企業のみを受け入れる、制限された保税開發区であった。

但し、使い勝手が悪いため、2009年に物流機能が付与され、保税物流園区・保税物流中心B型と同様のオペレーションも可能となっている。

輸出加工区は、区内では増徴税がかからない（国内区外から区内に搬入される原材料などは、その時点で増徴税還付）。

尚、2012年に、既存の保税開発区を総合保税区に統合する方針が国務院で出された事から、輸出加工区から総合保税区への転換が進み、税関総署の公表では、2020年3月末の輸出加工区は9か所と、一時より大幅に減少している。

#### ⑤ 総合保税区

総合保税区の第1号は、2006年に認可（稼働は2008年）された蘇州総合保税区で、輸出加工区と保税物流中心B型が統合して昇格した。

その後、設置数は増加し、特に、上記の通り、2012年の国務院の方針決定により、急速に増加が進んだ結果、2020年3月末の税関総署の発表では、全国112か所となっている（上海洋山特殊総合保税区を加えると113か所）。

総合保税区集約方針の意図は、保税開発区が多種類に分かれ、異なる機能を有していると、把握が難しく、活用の妨げになるため、最も完成度が高い総合保税区に進化させること。

総合保税区は、「保税区に増徴税輸出還付機能を付与したもの」と考えて良い。

⇒ 保税区は、製造・サービス・展示など、広域の業種を受け入れるが、総合保税区も同様。それに、増徴税輸出還付機能を付与すると（国内区外貨物を搬入した時に、増徴税の輸出還付請求権を付与する）、総合保税区の機能となる。

但し、企業の受け入れ方針は地域によって異なる。また、税関管理方針は、成立の経緯によっても異なる（保税物流中心B型と輸出加工区が統合され、総合保税区となった場合は、統合前の税関管理が残っているのが通常）。

#### ⑥ 保税港区

保税港区の第1号は、上海・洋山保税港区であり、2005年に認可。

実質的機能は総合保税区と同じと考えてよい。

税関総署の公表では、2020年3月末の保税港区は13か所（天津東疆、大連大連大密湾、海南洋浦、寧波梅山、広西欽州、厦門海滄、青島前湾、深圳前海湾、広州南沙、重慶兩路寸灘、張家港、煙台、福州）。

⑦ クロスボーダー園区

クロスボーダー園区は、珠海・マカオと、ウルムチ・ホルゴスの2か所。

文字通り、ボーダーを跨いだ園区だが、区内にボーダーがないわけではなく、園内は、ボーダーを挟んで内外に区切られている。

⇒ 双方の区域を往来する際の、通関の簡便化が図られているのがポイント。

⑧ 保税倉庫・輸出監管倉庫

非保税区域に設置された倉庫ながら、税関許可（保税倉庫と保税貨物に関する弁法に基づく）を取得する事により、保税状態とする事が認められた倉庫。

保税倉庫は、中国で輸入した貨物を暫定的に保管するもの。中国から輸出する前の貨物を保管するのは、輸出監管倉庫となる。

以上